

やない だより 議会

第2号 平成17年7月28日発行

第2回 定例会 6月10日～29日

暑中お見舞い申し上げますとともに
7月の集中豪雨で被災された皆様方に
心よりお見舞い申し上げます

柳井市議会議員一同



主 な 内 容

本会議の概要・・・2
一般質問・・・4～7
委員会の動き・・・8

会派構成・・・9
決議・意見書・・・10
請願書の書き方・・・12

夏だ！プールだ！

やないウェルネスパークに温水プールが完成しました。このプールの床は可動式で、水深を変えて色々な用途に使用できます。

7月9日のオープニング式典の後、園児たちの歓声が響きました。

平成17年度 柳井市一般会計予算案を可決

第2回定例会

～ 合併後初の通年予算 対前年比マイナス13.4%に相当 ～

第2回定例会は6月10日に招集され、6月29日までの20日間の会期で開催されました。本定例会では、平成17年度柳井市一般会計予算をはじめとする議案31件、承認5件、同意13件、諮問1件、報告3件が市長から提出されました。主な議案と審議の結果は3ページの表のとおりです。

また、請願は継続審査分2件が、陳情は3件が審議されました。

一般質問は3日間にわたり12人が登壇し、35項目について、市長をはじめ執行部に質問しました。最終日には、委員会付託されていた議案の委員長報告、討論・採決を行いました。その後、議員提出議案として「非核平和都市宣言」に関する決議について等、5件が提出され、すべて可決されました。また、柳井市選挙管理委員会委員並びに補充員の選挙、農業委員会委員の推薦を行いました。

市長の所信表明（要旨）

私に課せられた課題は、新・柳井市の建設計画の一日も早い具体化です。旧柳井市及び旧大島町の長い歴史、伝統並びに遺産、恵まれた自然、そして市民の皆様の活力を十分に活かす、地域資源活用型、すなわち「まちづかい」の発想を基盤とする施策の展開により、住民福祉の向上、市勢の伸展に全力を傾注する所存です。

所信の1点目は、適正な人員管理をしつつも、住民サービス、行政サービスのさらなる向上を目指す。
2点目は、行財政改革のな

お一層の推進。

次に、広域合併については、それぞれの自治体の気運、合意が必要であり、現時点で新市建設計画が本市の喫緊の課題であること、合併新法の財政支援措置が大幅に削減されること、任期満了により来年1月に新しい市議会が発足すること、新法下での国や県の指針などを勘案しながら、腰をおちつけて取り組むべきであると考えております。

平成17年度柳井市一般会計予算案

新・柳井市の平成17年度予算はこれまで、4月から6月末までに要する経費を計上し

た暫定予算でした。今回、新市の市長が就任したことにより、平成18年3月31日までの本予算を計上したものです。

国における三位一体改革の推進等により、地方交付税制度改革や国庫補助負担金の一部について一般財源化が実施されるなど、引き続き地方財政は厳しい状況の下にある中で、平成17年度の予算総額は、163億600万円を計上しています。これは、旧市、旧町の平成16年度当初予算額の合計と比較して、13・4%減となっています。

柳井市一般会計予算案は3つの常任委員会に分割付託され、各常任委員会でも審査し、最終日に委員長報告、討論の後、採決をした結果、賛成多数で可決されました。

会議日程

6月10日	本会議（初日）
議案上程審議（委員会付託）	
13日	本会議
議案上程審議	
請願・陳情上程審議	
一般質問（3人）	
14日	本会議
一般質問（5人）	
15日	本会議
一般質問（4人）	
16日	
建設経済常任委員会	
17日	
厚生水道常任委員会	
20日	
総務文教常任委員会	
29日	本会議（最終日）
委員長報告・討論採決	
議員提出議案上程審議	

第2回定例会の主な議案（審議結果）

【議案】（すべて可決）

- 柳井市総合計画審議会条例の制定について
- 柳井市行政改革推進委員会設置条例の制定について
- 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 柳井市特別職報酬等審議会条例の制定について
- 柳井市環境基本条例の制定について
- 柳井市をきれいにする条例の制定について
- 柳井市安全と安心のまちづくり推進条例の制定について
- 柳井市農業振興対策協議会設置条例の制定について
- 柳井市都市計画審議会条例の制定について
- 柳井市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
- 柳井市青少年問題協議会設置条例の制定について
- 柳井市スポーツ振興審議会条例の制定について
- 柳井市税条例の一部改正について
- 柳井市過疎地域自立促進計画について
- 平成17年度柳井市一般会計予算
- 平成17年度柳井市特別会計予算（14事業）
- 平成17年度柳井市水道事業会計予算
- 柳井市収入役事務兼掌条例の制定について

【承認】（すべて承認）

- 専決処分の承認を求めることについて（5件）

【同意】（すべて同意）

- 教育委員会委員の任命について（5件）
- 固定資産評価審査委員会委員の選任について（6件）
- 柳井市固定資産評価員の選任について
- 助役の選任について

【諮問】（同意）

- 人権擁護委員候補者の推薦について

【報告】

- 専決処分の報告について
- 平成16年度柳井市一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 柳井市土地開発公社の経営状況について

【議員提出議案】（すべて可決）

- 「非核平和都市宣言」に関する決議について
【議員提出議案第5号】
- 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について
【第6号】
- 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について
【第7号】
- 市民生活を支える道路整備の推進を求める要望決議の提出について
【第8号】
- 米海軍厚木基地機能の岩国移転に反対する要望決議の提出について
【第9号】

【請願】（いずれも継続審査）

- 上関原発建設反対を求める請願書
- 上関原子力発電所の建設促進を求める請願書

【陳情】（配付・表題等の読み上げ）

- 陳情書（柳井市・田布施町の合併を）
- 陳情書（上関原子力発電所建設請願書の採決を）
- 上水道の整備を求める陳情書



駅前清掃の様子

柳井市をきれいにする 条例案ほか

新市の環境や生活に関する、3つの条例案が提出され、可決されました。

(1)「柳井市環境基本条例」は、環境に関する基本理念を定め、総合的・計画的に環境施策を展開するため制定するものです。

(2)「柳井市をきれいにする条例」は、良好な生活環境を保全し、市民の誇れる清潔で美しいまちづくりを図るため制定するものです。

柳井市収入役事務兼掌 条例案

(3)「柳井市安全と安心のまちづくり推進条例」は、市民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会を実現するため制定するものです。

昨年の地方自治法等の改正により、人口10万未満の市においても、収入役を置かず市長又は助役にその事務を兼掌させることができることとなり、本市においても、収入役の事務を助役に兼掌させるものです。

審議会等の設置議案

新市の各種施策を進める際に審議の場となる、合計7つの審議会・協議会を設置する条例案が提出され、可決されました。設置の目的は次のとおりです。

(1)「総合計画審議会」は、総合計画を策定するため。

(2)「行政改革推進委員会」は、民間有識者等の意見を聴くため。

(3)「特別職報酬等審議会」は、議会の議員の報酬の額並びに

市長、助役及び収入役等の給料の額を審議するため。

(4)「農業振興対策協議会」は、農業全般にわたる事項を調査研究、審議するため。

(5)「都市計画審議会」は、都市計画に関する事項を調査審議するため。

(6)「青少年問題協議会」は、地方青少年問題協議会法の規定に基づき、青少年問題を協議するため。

(7)「スポーツ振興審議会」は、スポーツ振興法の規定に基づき、スポーツ振興に関する事項を審議するため。

ケーブルテレビの整備
農村振興総合整備事業

碓 敏雄 議員

問 柳井市はテレビ難視聴区域であり、未来を開く情報通信のインフラであるケーブルテレビの整備も遅れている。

21世紀の力強い産業の発展と市民生活の向上を目指し、かつ柳井圏域の経済的発展の主役となるべきケーブルテレビの整備を急ぐべきと考えるが、市長の見解は？

答 新市建設計画にも掲げており、合併後の地域情報化を推進していく上で重要な要素である。

当地域では平成15年度から検討を重ね、事業実施の際、有利な融資の支援等が得られるテレトピア計画の指定を今年5月に受けた。今後、推進法人とともに、整備の手法、整備計画、整備事業費等について慎重に検討協議し、事業化に向けて努力したい。

問 農村振興総合整備事業による道路整備として、鳴門地区から白濁地区の区間が計画され、事業がはじまった。

この道路は、緊急時における国道188号の迂回路として利用することにもなるが、進捗状況と今後の計画について

柳井・玖珂線の整備
将来の柳井市としての合併

藤里克享 議員

問 柳井地域の発展のため、柳井・玖珂線の整備は不可欠である。特に、馬皿・伊陸大ノ口峠は、地域発展の難所になっている。以前にも要望したが、馬皿・伊陸大ノ口間をトンネル化したら、高速体系から乖離されている問題も、ある程度解消されると思うが

いかがか？

答 柳井市が経済的発展を進めていく上で、高速交通体系へのアクセスは重要な課題である。柳井・玖珂間の道路は、県の交流促進型広域道路とし



鳴門地区の農道整備

答 鳴門地区は平成14年度に国の事業採択を受け、県が事業主体で、全幅員7mの2車線、総事業費約24億円、19年度完成を目指している。

て伺う。



柳井・玖珂線

て位置づけられており、引き続き、県・国と連携しながら進めていきたい。

問 1市1町の合併枠組みを選択した新市としては、合併協議会での約束ごとを大事に履行しなければいけない。今後、新・合併特例法によって、

大畠柳井間が完成すると、農業振興、防災面での事業効果も大きく、地元関係者の理解・協力を得て、早期完成できるよう国・県の支援を求めている。

憲法改正 定住人口の確保
日立遊休地の有効活用

東 泰雄 議員

問 今年は太平洋戦争が終結して60周年。日本国憲法は悲惨な戦争を繰り返さないとの強い決意の下に制定された。

5年間、引き続き自主的な推進が行われるが、将来の柳井市としての合併、特に田布施町との合併をどう考える？

答 2月に合併し、今、新市建設計画の具体化に向け努力をしている。

今後とも、広域行政の重要性、さらには場合によっては第2段階の合併を当然視野に入れ、自治体間、広域行政間の協調に努めていかなければならない。

近隣の状況を見守りながら、合併については議会にも相談しながら、適切な対応ができるようにしたいと考えている。

しかし、自民党は「改憲大綱原案」を発表するなど、憲法を変えようとする動きが強まっている。

改憲の主目的は、戦争放棄を謳った憲法第9条の改正にあると思うが、市長は、このような改憲の動きをどう思う？

答 憲法改正の議論が様々な場面で活発に行われるようになったのは、国民世論的にも憲法の改正についてはとされる方がふえてきた結果ではないかと考える。

問 合併により新市が誕生し、主要課題の第一に「定住人口の確保」を掲げている。

私は、戦後ベビーブームの生まれで、いわゆる団塊世代。この世代は間もなく定年退職を迎えるが、この世代を対象に柳井市へのＵターンやＩターンを呼びかけ、人口定住を図ってはどうか？

答 柳井市が持つ魅力を全般的に高めることが非常に大事。多様な取り組みを行いながら、効果の上がるものがあるれば他市の例を参考にし、機会をとらえてPRをしていきたい。

問 昭和36年、柳井市は南浜旧塩田を工場用地に造成するなど莫大な税金を投入して、日立を誘致した。しかし、日立は不況を理由に撤退し、代わりに進出した新明和工業も休業中のままである。

現在、大手電機産業は好景気で、中でも日立はトップの利益を上げており、日立に対し、企業責任を果たすよう強く求めるべきだ。

答 用地が工業専用地域に指定されており、有効活用は望ましいが、同社の意向も聞き、適切に対応していきたい。

健康増進施設・温水プール
その利用と交通手段は？

杉村英子 議員

問 長年、市民の願いだった温水プールが、いよいよ7月10日にオープンする。その利用者の第一は市民だと考えるが、市民及び地域サービスについて、市長の基本的な考えを尋ねる。

答 通常考えられる個人の健康づくり、スポーツに親しむための利用に加え、さらに一歩広げて、健康増進施設として、多くの方々に利用していただきたい。

具体的には、市として政策



ウェルネスパークの温水利用型健康運動施設

的に拠点施設として使うには工夫が必要だが、介護保険制度の見直しによる予防給付などにも使い、中長期的成果があらわれることが、公共のやるべき仕事である。

問 プールの利用について、市内及び各地区からの交通手段については、以前、コミュニティバスについてお尋ねした時に、今後研究していきたいとのことだったが、その後、どうなった？

答 ウェルネスパークに限らず、地域の方々の足の心配は

自閉症児等、発達障害に対する支援は？

河北洋子 議員

問 発達障害者の自立と生活支援を図ることを目的とした法律が本年4月に施行され、地方自治体の責務がうたわれた中で、その対策が急務となっている。

障害をもった子どもが小学校に入学する際、どの学級に属するか大きな決断を迫られるが、保護者の意向は尊重されているか？

答 就学先の決定に関する手順は、住民基本台帳に基づく学齢簿作成、健康診断等を経て就学指導委員会に諮問、審

非常に大きなものがある。地域ごとにどういうものが考えられるか、要求に応じて便利な走らせ方の仕組みを考えることは、これから先の地方都市の課題であり、担当部局において検討している。

合併特例債の活用は？

中学校統合と教委実態把握

坂ノ井 徳 議員

問 いよいよ新市建設計画に着手する時が来た。生き残りの地方行政、生まれ変わる

議、判定し、その結果に基づいて保護者の同意を得て、最終的に決定しているが、その就学指導には慎重を期している。

問 現在、障害児は放課後保育へ受け入れられていないが、今後、障害児の放課後保育をどう実現していくのか？

答 会合の中で保護者からも要望が出ている。現時点、市内11箇所の児童クラブでは、施設の規模、人的配置に限界があり、実現に困難性が伴うが、今後、発達障害者支援法に基づき放課後児童健全育成事業の拡張について、どのような課題があるかも含めて検討していきたい。

「新柳井市」の構築の一端を合併特例債の活用を求めるならば、どの分野から着手し、資本投下をされる予定であるか？

答 新市建設計画の中で60億円程度を想定している。このうち、仮称大畠タウンセンター整備事業は、合併後、速やかに具体化を図る必要があり、内容等が確定した際に予算化した。また、小中学校の施設整備事業にも、特例債が充当可能であれば活用したい。

問 障害者に関わる関係機関で、個々の症状、発達段階の引き継ぎをすることで継続した支援ができると思うが、個別指導計画の引継ぎなど関係の連携、研修をどう図っていくのか？

答 県主催の研修会に計画的に職員が参加し、また児童相談所主催の会議にも学校関係の指導主事、保育担当職員、保健師などが参加して、事例研究、情報交換を行うとともに、小児科医、障害児施設の担当者から、アドバイスや具体的な指導を受けており、引き続き関係職員の研修には努力をしていきたい。

また、地域審議会の意見も聞き、総合計画・実施計画策定の中で、順次具体化を図りたい。

問 今年4月から伊陸中・日積中が統合され、柳井中学校へ通っている。これに起因するかどうかは別として、残念ながら不登校が後を絶たない。クラブに参加できずに苦勞している生徒も増えていると聞き及んでいる。市教委として、その原因をどの程度把握しているか、またいじめ対策を含んだ対応はいかがか？

答 3校が統合し、清新な校風づくりの中で新しい風が吹き、生き生きとした活動が見られるようになった。当初は、登校時間の制約による不自由さや人間関係でのとけ込みが難しかったという話も聞いた。

統合による新たな不登校は出ておらず、多少の課題はあるようだが、心配された不適応も少なく、概ね良好に運営されているようである。いじめについては、それぞれの思いにずれや差があることを考え、慎重に対応、指導しなければならぬと思う。

新市のまちづくり・田布施町との合併について問う！

石丸東海 議員

問 合併により一段と地方分権が進み、これからは地域の特性を生かした住民主導によるまちづくりが求められる。そのため、行政は地域に対して、まちづくりの範囲や方法を説明する責任がある。地域と行政が一体となってまちづくりを進めていくことになるが、市の考えは？

答 地域の実情に応じて、官と民が役割分担しながら、安心な社会づくりのための仕組みをつくっていくのが、分権型の地域の有り様だと考え、積極的に官民協働の新しいモデルが市内で生まれるように努力したい。

問 今後は地方税の減収、地方交付税の削減、補助金のカット等、歳入面での上向きは考えられない。新市建設計画では重複投資の回避や人件費の削減など、これまで以上に効率的な行財政運営の確立に努めるとあるが、具体的な市の考えは？

答 今年度中に行政改革推進委員会を発足させ、提言・意見を拝聴し、徹底した行財政改革を行う一方で、サービス

低下を招かないように、また行政コストに対する受益者負担の考え方についても議論していきたい。

問 田布施町では、議会の解散選挙で柳井市との合併派が多数を占めた。田布施町長は、合併新法による柳井市との合併を目指す方針を表明し、町議会も6月中旬に合併の方針を出すことになっているが、市長は田布施町との合併をどのように考えているか？

答 状況を見て検討していきたい。基本は首長、議会、住

児童クラブ拡充・障害者自立支援法の影響は？

光野恵美子 議員

問 新市児童クラブ体制は、開設日時のサービス向上はされましたが、児童クラブ費は旧柳井市の保護者には、負担増になりました。

また、申請当初から、対象学年の3年生を外す児童クラブがあり、待機児童も増えています。長期休暇の利用を望む多くの待機児童の保護者に対しての対策は？

答 保育時間を、平日は午後6時まで延長し、土曜日と長期休暇中は、休園となる日曜日を除いて、午前8時半から午後6時までとし、保育料は

民が一致して円満に合併することが求められる。一方で新市建設計画を着実に実行しなければならぬ。意向が確定した段階で、議会でも十分論議いただきたい。

市内循環バス・精神障害者の福祉施策について

河村真弓 議員

問 バスをスクールバス専用とせず、子どもを地域で育て、見守る、また、増え続ける高齢者、障害者、未成人者等の

月額3千円としている。

対象の児童は、小学校1年から3年としているが、一部の児童クラブでは施設の規模により、1、2年生に限らざるを得ない状況であり、保護者にも説明してご理解をいただいている。

また、夏休みの長期休業中の対応についての要望も寄せられているが、施設の規模並びに指導員配置基準があり、今後の課題として検討もさせていただきたい。

問 現在、国会で審議中の障害者自立支援法案は提供者主体の市町村への一元化にて拡大される市町村の責任と、障害者の生活を破壊する大幅な

社会的弱者の利便性を図る市内循環バスは必要ではないか？

公共交通機関としてのバスの在り方、生活路線の維持、利用向上のための改善策、観光ルートを含めたフラワーランドや温水プールへの住民の足としてのバス利用計画は、執行部と議員、市民も交えたシンクタンクを組織し、知恵を出し合う時が来ているのではないか？

答 交通に対する要望は強いものがあり、地域の実情にあ

負担増となる内容です。障害者の方々の影響額と柳井市の提供主体の対応は？

答 今後いろいろと影響が出てくることは事実だが、具体的な数値は今のところ明確に把握していない。

障害者自立支援法は、社会保障構造改革の一環であり、自立を促す意味では非常に理想的なところがある。市町村が主体となってやるためには、我々も勉強し、専門的な立場から県にも応援してもらいながら進めていきたい。



った利用者の視点で、利便性の高い新しい形の交通システムということで実践的なことも含めて検討している。

問 今国会で、身体・知的・精神の障害別だった福祉施策を一本化する障害者自立支援法が審議されている。不必要な長期入院を減らし、社会復帰を促進し、精神障害者は入院医療中心から地域生活中心に移行される。

当市においては、どのような受け入れ体制を考えているか。要らなくなった市内の公共施設の有効利用、就労支援の取り組み、精神保健福祉相談員の設置、市民への正しい知識の普及・啓蒙啓発は？

答 法が成立すれば、市に精神保健に関する相談・指導業務が大きく移行され、業務に対応する職員の養成も急務であり、県の指導を仰いでいる。

就労支援は施設の拡張も含めて課題があるが、作業所から次のステップへは、市民の理解と協力は欠かせない。また、保健センターには、プライマリーに配慮した相談窓口を設け、保健師を相談業務に充てている。

人権問題にも総合的に対応しつつ、今後も正しい知識の普及に努めていきたい。

行財政改革の原点は？
県事業との共存共栄を！

山本達也 議員

問 多くの皆さんの努力で新市が船出した。合併を通じて行財政改革は一層推進されることとなり、市民が主役、主観的立場で市政への協力・理解をいただくこと、その市民との協働のよき例が朝日新聞掲載の市長の「私の視点・ふるさとの道づくり」ではないか？

答 行財政改革は行政のスリム化・効率化に加え、質的なものが問われる。地域の資源は人であり、市民の力量が発揮されることが市の発展、まちづくりの基本であると考えている。

問 平成17年度、柳井市には約百億円の県費が投入されている。これ取得するのに市長、長谷川県議会副議長さんのご努力は大変だったと思うが、この事実を市民に知ってもらうことは大事である。

また先般も、地域高規格道路柳井玖珂線の建設促進について、調査費がつくなど大きな前進が見られた。市長はこうした今の状況をふまえて、県事業との共存共栄についてどう考えられる？

子育て支援施策で経済的負担の軽減対策を

上田代根子 議員

問 一人の女性が生涯平均何人の子どもを生むか、その推計人数が年々減少している。少子化がこのまま進むと大変なことになるのは誰もがわかつていてる。

そこで、国は総合対策として、次世代育成支援対策法をつくり、次の社会を担う子ども達が健やかに生まれ育つ環境整備のため、地方公共団体及び事業主も具体的行動計画を策定するよう求めているが、柳井市の場合はどうなっているか？

答 近年、柳井市には、ウェルネスパーク、フラワーランド、海岸高潮事業や県道工事など、県が事業主体となる事業が集中している。

公共事業全体の落ち込み、財政状況の厳しい中で、市内経済活力の維持のためにも大変な努力をされている。県知事には各々の局面で英断を、また地元長谷川県議会副議長には大変なご支援をいただいております。大変な難題に思っています。今後とも引き続き、県と市の信頼関係をさらに高め、

問 本年2月に計画を策定し、それぞれ目標の現状と課題を確認し、取り組みの方向を定めている。

問 子育てについての経済的負担を軽くするため、育児手当の増額や医療費の無料化、現在小学校3年生までは無料で、所得制限を超えると自己負担になる。

所得制限の撤廃はできないか、また保育料は今年2月の合併で最高額は少し安くなったが、まだ県内13市の平均より高くなっている。財政の厳しい時だが、次世代を担う大切な子どもを育てることは重要な課題であり、経済的負担を少しでも軽くする努力をしているか？

スムーズに事業が推進できるようにしたいと考えている。



介護保険制度見直しに対し市は早めの準備と対応を！

鬼武利之 議員

問 介護保険制度も5年目を迎え、国において大幅な見直しが行われることになり、去る2月、介護保険制度改革関

てほしい。

答 結局のところ、財源問題になるが、国と地方で施策の考え方に差が出ている。少子化対策は大事であり、行財政改革の中で、どこまでが可能かということについてよく協議するよう指示をしたい。

問 子育てサークルや子育てサロン等の組織の育成が、子育ての悩み解消になる。物心両面の支援についてお尋ねする。

答 サークル支援活動等を通じて自主グループの活動が広がるのが計画の基本目標の一つであり、引き続き市民の理解を得て支援を推進していきたい。

連法案が閣議決定された。

今回の見直しの主な目的は、年々悪化する保険財政の立て直しを図るため、予防を重視することで要支援者を減らし、給付をできるだけ抑制しようというものである。具体的には、軽度の介護認定者つまり、要支援・介護度1の区分を改め、原則新設の「新予防給付」に移行される。

現在、柳井市には1907人の介護認定者がおられ、そのうち要支援が433人、介護度1が567人である。

私は、こうした方々が新制度に移行後も、安心かつ効果的なサービスが受けられるよう、また間違っても軽度の人の切り捨てや、過度の負担増にならないよう、市は万全を期すために、早目の準備と体制が必要と思うが、どのような対応を考えているか？

答 柳井市では、現在、第4次高齢者保健福祉計画及び第3次介護保険事業計画の見直しを行っており、計画策定のための基礎資料としてアンケートを実施し、この結果を踏まえて計画を策定する。

新予防給付事業等については、人員配置、メニュー等具体的な要件がはっきりしていないため、既存のサービス提供体制の中でどこまで対応できるかは不明である。



委員会の動き

総務文教常任委員会

委員長 藤沢宏司

本委員会は、6月20日（月）に開催し、付託されました議案11件、分割付託議案1件、閉会中の付託調査事項について審査を行いました。

これまで旧柳井市大畠町それぞれに設置されていた審議会等が合併により廃止となり、新柳井市において、総合計画審議会、行政改革推進委員会、特別職報酬等審議会、青少年問題協議会、スポーツ振興審議会を新たに設置するため、審査を行いました。委員の選任について、「同じ方がそれぞれの委員会の委員として、重複されない選任を極力してほしい」との要望が出されました。

また、収入役を廃止し助役にその仕事を兼掌させる条例が提案されました。全議案について慎重に審査を行い、全議案とも可決しました。



厚生水道常任委員会

委員長 河北洋子

本委員会は議案9件、分割付託議案1件、請願2件について審査を行いました。

分割付託された平成17年度一般会計予算では、障害者・老人・児童などの福祉費や検診・救急医療等の保健衛生費、浄化槽やごみ処理などの環境関係予算を審査しました。合併に伴い、敬老事業、高齢者福祉タクシー利用助成など変更、見直しがあったものは、市民に十分広報するよう要望しました。ごみ処理は当分の間現行通りですが、一般廃棄物基本処理計画を作成し、統一していくことになっています。

介護保険事業特別会計では、来年度からの介護保険の改正について質疑がありました。どのような改正があるのか、まだ最終的な決定ではないが、現在5階層になっている保険料の階層の細分化も検討されており、保険料基準額、徴収階層の見直し、地域包括支援センターの設置など検討していくことです。

国の三位一体改革で一般財源化された事業が、福祉費関係でも多く報告されました。

建設経済常任委員会

委員長 田中晴美

本委員会は付託された議案10件について審議しました。

農業振興協議会委員、都市計画審議会委員また、色々な委員の顔ぶれが同じであり新しい人を入れた方がいいのではないかと、また市営駐車場事業については、柳井の将来像、市民、観光客への利便性などを考え、早急に検討、改善が必要であるとの意見が多くあり、市の担当レベルで検討中であるとの回答でした。

公共下水道事業について



敬老会の様子（余田地区）

は、進行状況、完成年度についての質疑や、事業区域内でも場所によっては、合併浄化槽に対する補助は考えられないのか、などが話し合われました。全計画の50％は使用できている、残りも整備等をして行くが、財政面、国からの補助金の動向などから、市全体の完成年度はわからない状況、との回答でした。農業集落排水事業の許可区域外の接続に関しては、エリアを決めるの事業であり、問題はあるが担当部局と検討する必要がある、との説明でした。

は、進行状況、完成年度についての質疑や、事業区域内でも場所によっては、合併浄化槽に対する補助は考えられないのか、などが話し合われました。全計画の50％は使用できている、残りも整備等をして行くが、財政面、国からの補助金の動向などから、市全体の完成年度はわからない状況、との回答でした。農業集落排水事業の許可区域外の接続に関しては、エリアを決めるの事業であり、問題はあるが担当部局と検討する必要がある、との説明でした。

議会運営委員会

委員長 松野利夫

本委員会は、「議会の会期及び運営並びに議長の諮問に関する事項について」を調査検討しています。議長からの具体的な諮問は「施政方針に関する一般質問と代表質問のあり方について」です。当委員会で、施政方針と一般質問通告の関連及び代表質問制をどのようにするかについて主に検討を行った結果、施政方針・質問通告関係のやり方等の方法論、代表質問制の採用の有無、採用する場合のルー



公共下水道の浄化センター（宮本塩浜）

ル作り等は今後さらに検討を重ねることになりました。

一方、市長就任後の初定例議会となる6月議会では、市長の新・柳井市における市政について所信を聞いた上で質問したいとの意向を受け、今回は試行として、市長が新年度予算案説明の冒頭に所信を述べることにし、その文案を事前に送付することとなりました。

また、当委員会として、議員提出議案第5号、第6号、第7号、第9号を提案し、議会最終日にそれぞれ全会一致で議決を頂きました。

委員会視察調査

厚生水道常任委員会

委員長 河北洋子

本委員会は5月25日・26日に管外視察を行いました。

初日は、東京都稲城市で「廃食油を再生した燃料精製および授産施設での取り組み」を視察しました。市では循環型社会・脱温暖化への取り組みとして、廃食油を軽油代替燃料にリサイクルし、農業用機械や公用車に使用しています。この精製作業には障害者の授産施設が携わっています。また、破砕機を搭載した車両で剪定枝を破砕・チップ化し、除草用マルチング材として土に返しています。農家、食品会社、障害者がリサイクルの輪に加わっていることは大変参考になりました。

翌日は神奈川県平塚市で「地域福祉計画策定と町内福祉村の取り組み」を視察しました。市内7箇所に町内福祉村を設置し、コーディネーターが住民の相談を受け、ボランティアや行政、関係機関につなげます。介護保険制度など公的サービスには限りがあり、身近な生活支援や交流を地域で支えあうものです。地域福祉計画は住民参加で時間をかけ、策定されていました。

議会運営委員会

委員長 松野利夫

本委員会は、閉会中の付託調査として「議会の会期及び運営」並びに議長の諮問による「施政方針に関する一般質問及び代表質問のあり方」について5月9日に広島県府中市議会、10日に兵庫県相生市議会と広島県大竹市議会を訪問し、調査研究を行いました。いずれの市もほぼ柳井市と人口規模を同じくする市ですが、議会運営委員会のあり方は種々多様でした。

府中市議会運営委員会は、議会の一か月前に開催され、議会日程が決定され、一週間前の招集告示日に、来庁議員に議案と招集通知を、3月議会では、あわせて施政方針文案が配付されます。相生市議会では、施政方針に対する質問は、各会派から代表一人だけの代表質問制としており、他の者がする質問は一般質問となります。所管の委員会に関する質問はしない事、議長、副議長、監査委員、議運委員長は一般質問を自粛することでした。大竹市議会では、会派の代表質問は答弁時間を除いて60分以内、一人会派は30分のことでした。

柳井市議会会派構成

○：代表者

大政クラブ (12人)

○松本 哲男 中原 敏夫 田中 晴美
裕 敏雄 由良 猛 福谷 泰男
山本 正義 増浜 哲之 松本 周一
中元 茂雄 川崎 孝昭 河村 真弓

政友クラブ (8人)

○中次 俊郎 松野 利夫 石丸 東海
上田代根子 藤沢 宏司 賀原 基和
荒川 貴志 小林 安紀

市政クラブ (3人)

○藤里 克享 藤坂 元啓 杉村 英子
(国広 康子 と **連合会派** (4人) を形成)

新政クラブ (3人)

○鬼武 利之 山本 達也 坂ノ井 徳
(東 俊道 と **連合会派** (4人) を形成)

日本共産党 (2人)

○東 泰雄 光野恵美子

市民連合 (2人)

○仁川 悦治 河北 洋子

「会派」とは、市政・政策に対し同じ考え方を持った議員の集まりです。議会での活動を活発にして、政治的な影響力を高めようとするものです。柳井市では所属議員2人以上で会派をつくることができます。「連合会派」とは、会派に属さない議員がお互いに連合したり、他の会派と連合することにより構成されたものをいいます。

米海軍厚木基地機能の岩国移転に反対する要望決議

現在、世界規模で進められている米軍再編の一環として、在日米軍の再配置をめぐる日米間の協議が本格化している中、米海軍厚木基地に駐留する空母艦載機部隊の岩国基地への移転が大きく報道されている。

在日米軍の再編問題は、米軍岩国基地を抱える地元はもちろんのこと、近隣自治体にも大きな影響を及ぼすものであり、議会及び行政、また地域住民は、重大な関心を持ってその動向を注視しているところである。

地域住民は、長年にわたり航空機による騒音や墜落の危険性等に悩まされてきた。報道による移転が仮に事実とすれば、これは、明らかに基地の機能強化につながるものであり、今以上に地域住民の生活を脅かす夜間離着陸訓練の実施ということも容易に想定されることから、我々議会としても、これを容認することはできない。

よって、政府並びに国会におかれては、こうした地元の意向である本要望決議の趣旨を尊重され、米軍岩国基地の機能強化につながる米海軍厚木基地機能の岩国移転を行わないよう強く要望する。

以上、決議する。

平成17年6月29日

山口県柳井市議会

市民生活を支える道路整備の推進を求める要望決議（要旨）

本市の道路整備水準はいまだ十分でなく、政府並びに国会におかれては、道路整備の重要性を深く認識され、平成18年度の予算編成に当たっては、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

1. 受益者負担という制度趣旨に則り、道路整備を強力に推進するため、自動車重量税を含む道路特定財源は一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すること。
2. 活力ある地域づくりや都市再生を推進するため、道路整備の促進を図るものとし、市民の期待する道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。
3. 安心・安全な生活の確保や経済活動の発展を支えるため、地方部の遅れた高速道路の整備を推進し、着実にかつ早期に整備を図るとともに、インターチェンジへのアクセス強化、弾力的な料金設定などを進めること。
4. 自動車による二酸化炭素の排出抑制に不可欠な交通流の円滑化を図るため、これに必要な幹線道路等の道路ネットワークの整備、交差点の立体化等を強力に推進すること。
また、災害に対して、安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築を進めること。

以上、決議する。

平成17年6月29日

山口県柳井市議会



地方議会制度の充実強化に関する意見書（要旨）

地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきている。

各議会においては、自らの議会改革等を積極的に行っているところであるが、現行の地方自治法が制定後60年経過し、「議会と首長との関係」等、状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

よって国におかれては、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、①議長に議会招集権を付与すること、②委員会にも議案提出権を認めること、③議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改革が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月29日

山口県柳井市議会

「非核平和都市宣言」に関する決議

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、人類共通の願いである。しかしながら、地球上では依然として武力紛争が絶え間なく続き、核兵器は人類の生存に深刻な脅威を与えている。

わが国は、世界唯一の核被爆国として、また平和憲法の精神からも再びあの広島・長崎の被爆者の苦しみを経験することを繰り返させてはならない。本年、被爆60周年を迎えるにあたり、その思いを新たにすることである。

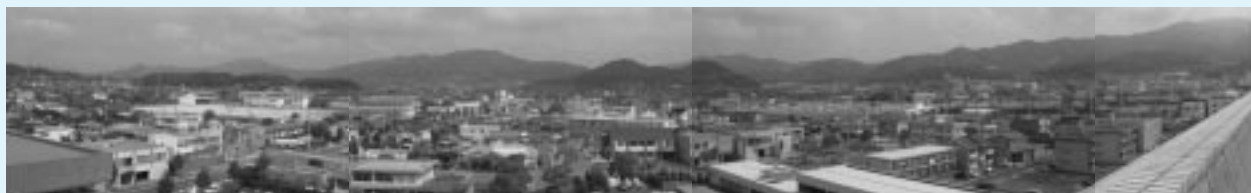
柳井市議会は、日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念の下に、恵まれた歴史と伝統に支えられて、「人が輝く・夢が生まれる 瀬戸内のふれあい元気都市」のまちづくりを進めており、これは平和なくして実現はありえない。

よって、柳井市議会は、真の恒久平和を求めるため、非核三原則の完全実施を願うと共に核兵器の廃絶を訴え、ここに非核平和都市宣言をするものである。

以上、決議する。

平成17年6月29日

山口県柳井市議会



地方六団体改革案の早期実現に関する意見書（要旨）

地方六団体は、昨年8月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出した。

しかし、昨年11月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含め、概ね3兆円とし、その約8割を明示されたものの、残りの約2割については、平成17年中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものである。

記

1. 地方六団体の改革案を踏まえた概ね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
2. 生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
3. 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
4. 地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第2期改革案について政府の方針を早期に明示すること。
5. 地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月29日

山口県柳井市議会

12